

鳥取県医療連携ネットワークシステム「おしどりネット」運用規程

(目的)

第 1 条 この規程は、NPO 法人鳥取県医療連携ネットワーク協議会（以下、「協議会」という。）が運営する地域医療情報ネットワークシステム（以下、呼称を「おしどりネット」という。）の安全かつ円滑な運用を図り、医療情報の適正な管理を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(運営管理)

第 2 条 おしどりネットの総括的な運営は協議会が行う。

(運営主体)

第 3 条 おしどりネットの運営管理にあたり、協議会内に理事会を置き、システムの運営にあたる。本システムの運営等に関する規定等の制定および改定は理事会での承認を必要とする。

(運営主体の責務)

- 第 4 条 理事会は、おしどりネットの運用、機密保持、情報管理について責任を負うものとする。
- 2 運営委員会は、おしどりネットが適正に利用されているか監視するものとする。また、不適正な利用が認められる場合には、改善を求めることができるものとする。
 - 3 運営委員会は、利用者に対して、おしどりネットを適正に利用するための研修を実施しなければならない。
 - 4 運営委員会は、患者または利用者からのおしどりネットに関する意見等を受け入れる相談窓口を設置しなければならない。

(システム運用責任者)

- 第 5 条 おしどりネットを利用する施設ごとに、安全な管理・運用のためシステム運用責任者を配置しなければならない。
- 2 おしどりネットを利用する施設の長は、前項のシステム運用責任者の役職・氏名を運営委員会に届け出なければならない。

(システム運用責任者の責務)

- 第 6 条 システム運用責任者は、当該施設内でおしどりネットを利用する職員に対して、ID およびパスワード（以下、「PW」という）を付与することができる。その際は、セキュリティに関する研修を行い、利用者ごとに ID および PW を付与しなければならない。
- 2 運用責任者は、各利用者に付与した ID および PW を管理しなければならない。
 - 3 当該施設内でおしどりネットが適正に利用されているか監視するものとする。また、不適正な利用が認められる場合には改善を求めることができるものとし、必要に応じて付与した ID および PW を取り消すことができるものとする。
 - 4 施設内で起きた不適正利用などの事実を運営委員会へ報告をするものとする。

(利用者)

第 7 条 利用者とは、協議会参加施設の従事する者であり、おしどりネットを操作・閲覧する者をいう。

(利用者の責務)

第 8 条 利用者がおしどりネットを利用するに際しては、本規程のほか、「著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）」およびその他の法令を遵守しなければならない。

- 2 利用者は、おしどりネットを通じて入手した診療に関する情報（以下、「医療情報」という）については、適正利用に努めるとともに、診察、説明に関わる情報共有以外に利用してはならない。
- 3 利用者は、付与された ID および PW を適正に管理し、他の者に利用させてはいけない。
- 4 利用者は、おしどりネット利用時に問題、不具合等が生じた場合には運用責任者へ報告する義務を負う。

(利用契約)

第 9 条 おしどりネットを利用しようとする施設は、協議会に参加し、「鳥取県医療連携ネットワークシステム（おしどりネット）利用契約書」を協議会と取り交わすこととする。

- 2 利用申請があった場合は、おしどりネット理事会で協議を行い、承認を得る必要がある。なお、本規程施行前からおしどりネットを利用している施設は、この限りではない。

(利用時間)

第 10 条 おしどりネットの利用は 365 日常時可能とする。ただし、定期的な保守の場合は、利用者に対して事前に通知した上で運用を停止する。また、不定期に必要となった保守点検・修理の際は、予告なく運用を停止する場合がある。

(機能の変更等)

第 11 条 おしどりネットの良好な運用を維持するために必要な場合、おしどりネットに関する機能や利用時間の変更または停止を行う。

- 2 前項の規定により変更または停止するときは、利用者に対して事前にその旨を連絡するものとする。ただし、緊急その他にて運営委員会が特に必要があると認めた場合には、この限りではない。

(医療情報の利用と患者同意)

第 12 条 運営委員会の管理対象となる医療情報は、おしどりネットを介して送受信されるすべての個人情報とする。

- 2 おしどりネットを利用して医療情報を共有する場合は、患者におしどりネットを説明し、承諾を得て同意を得なければならない。
- 3 おしどりネットで患者の医療情報を利用できるのは、当該患者から同意書を取得した施設の利用者に限られるものとする。
- 4 前項の医療情報の利用は、患者から同意撤回の届出があるまで有効とする。

(医療情報の取扱い)

第 14 条 おしどりネットで取得した医療情報の取扱いは次の各号のとおりとする。

- (1) 責任の所在は、原則として閲覧している利用者および施設に帰属する。
- (2) おしどりネットで取得した医療情報は、自院の診療録の一部であるという認識を持ち、要配慮個人情報として個人情報保護法の理念に従って取り扱わなければならない。
- (3) おしどりネットで取得した医療情報を直接印刷することや他の媒体（USB 等）で持ち出すことは原則として禁止する。

(利用端末)

第 15 条 携帯用端末(ノート型パソコン、タブレット型端末等)でおしどりネットに接続する場合は、端末の紛失・盗難に十分注意するとともに、端末起動時に必ず PW 認証を設定しなければならない。

(通信内容の削除)

第 16 条 通信内容が次の各号に該当する場合、運営委員会はその内容を削除するものとする。

- (1) 通信内容が利用者相互の信頼関係を失墜させる恐れがあるとき。
- (2) 通信内容が法令等に違反しているとき

(運用規程の変更)

第 17 条 この運用規程を変更する場合は、おしどりネット運営委員会で協議の上決定し、理事会その旨を報告するものとする。

(その他)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項についてはおしどりネット理事会において定めるものとする。ただし、緊急その他、運営委員会が特に必要と認めるときは、この限りではない。

附則 (施行期日) 1 この規程は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

NPO 法人鳥取県医療連携ネットワーク協議会